

Zenken通信 (vol. 31)

▽ 今回のお届け情報

Title: 神奈川県「最低制限価格を引き上げ」

Outline

添付資料P1～2

○神奈川県は、神奈川県建設業協会からの要望を受け、緊急経済対策の一環として、県内中小建設業の経営の安定や雇用の確保への支援策として、最低制限価格の算出式を一部見直すとともに、上限を予定価格の85%から90%へ引き上げる。

これにより土木工事における最低制限価格率は現行より約3%上昇し、87%程度になると見込まれる。

【見直し内容】

1. 最低制限価格率の上限の引き上げ

予定価格の85% ⇒ 90%

2. 一般管理費に乗じる補正值の引き上げ

一般管理費×0.1 ⇒ ×0.3 (5億円未満)

×0.2 (5億円以上)

※従来は県との契約の保証に必要な経費のみを対象としていたが、工事施工に間接的に必要となる機械装置の修繕維持費や本社従業員の給料手当等についても一般管理費の対象に加えることとした。

《神奈川県建設業協会提供》

担 当 : 事業企画課 林

Title: 川崎市「最低制限価格を新基準に見直し」

Outline

添付資料P3

○川崎市は、最低制限価格の算定式等を中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連)の新モデルに準じて見直した。

【見直し内容】

1. 設定範囲 70%～85% ⇒ 70%～90%

2. 算定式

・直接工事費×0.95 ⇒ 変更なし

・共通仮設費×0.90 ⇒ 変更なし

・現場管理費×0.60 ⇒ ×0.70

・一般管理費×0.30 ⇒ 変更なし

《神奈川県建設業協会提供》

担 当 : 事業企画課 林

21. 5. 14 建 通 新 聞

神奈川県工事の最低制限価格率の算出式

工程	算出式	変更点
【土木工事等】	$\frac{[(直接工事費 \times 1.00 + 共通仮設費(積上分) \times 1.00 + 共通仮設費(率分) \times 0.9 + 現場管理費 \times (0.6 \times \alpha + \beta) + 一般管理費 \times 0.3)]}{工事価格} \times 100$	一般管理費に掛ける補正值0.1を0.3に変更
【建築工事等】	$\frac{[(直接工事費 \times 0.95 + 共通仮設費(積上分) \times 1.00 + 共通仮設費(率分) \times 0.7 + 現場管理費 \times 0.8 \times \alpha + 一般管理費 \times 0.3)]}{工事価格} \times 100$	
【水道工事等】	$\frac{[(直接工事費 \times 1.00 + 共通仮設費(積上分) \times 1.00 + 共通仮設費(率分) \times 0.7 + 現場管理費 \times 0.8 \times \alpha + 一般管理費 \times 0.3)]}{工事価格} \times 100$	

＝県＝

上限90%に

最低制限価格算出式見直し

神奈川県は13日、工事の最低制限価格の算出式の一部を見直し、上限を予定価格の「90%」に引き上げると発表した。一般管理費に掛けている補正值0.1を「0.3」に引き上げる。これにより、最低制限価格率は土木工事で3%程度上昇し、平均87%程度になると見込んでいる。県内中小建設業の厳しい経営状況を踏まえた緊急経済対策の一環で、6月1日以降公告する工事に適用し、景気動向を考慮しながら2011年9月31日までの時限的措置とする。

県は、入札制度「かながわ方式」で、予定価格が250万円を超える工事に最低制限価格制度を採用。最低制限価格率の算出式を「土木工事等」「建築工事等」「水道工事等」の大きく3つの工

一般管理費補正值
「0.3」に引き上げ

種で定めて、上限を予定価格の85%に設定していた。今回の変更点は一般管理費に掛ける補正值。一般管理費についてはこれまで、県との契約の保証に必要な経費のみを対象

としてきたが、施工に間接的に必要となる機械装置の修繕維持費や、受注者の本社従業員の手当に当てなどを対象に加える

最低制限価格率は従来通り条件ごとに設定し、上限を90%にする。ただし、解体工事の最低制限価格率については88%に

（ここで、補正值を0.1から0.3に変更。設計金額が5億円以上の工事については、県外の大手企業が参加することがあるため、補正值を「0.2」とする。）

固定する。
県土整備部によると、今回の見直しで最低制限価格率は「土木工事」で86～88%、平均87%程度になるのではないかと見ており、建築工事でも上がる見通し。
対象となる6月1日以降に公告する工事は、県土整備部だけで約484億円となり、国の補正予算などが加わればさらに増えることになる。
県が最低制限価格率の上限を85%に設定したのは1965年7月で、54年ぶりの見直しとなる。

平成21年5月13日

記者発表資料

入札制度「かながわ方式」における最低制限価格率の見直しについて

入札制度「かながわ方式」では、工事の品質を確保する等の観点から、最低制限価格率の上限を85%に設定しておりました。

しかしながら、県内中小建設業の経営状況は、リーマンショック後の平成20年10月から平成21年3月までの倒産件数が前年対比22%増の105件にのぼり、大変厳しい状況となっています。

そこで、県としましては、緊急経済対策の一環として、県内中小建設業の経営の安定や雇用の確保に向けて支援することとし、次のとおり、入札制度「かながわ方式」における最低制限価格率を見直すこととしました。

【見直しの内容】

- 1 最低制限価格率の上限を、現行の予定価格の85%から90%に引き上げる。
- 2 土木工事等の最低制限価格率の算定にあたって、その基礎となる一般管理費については、県との契約の保証に必要な経費のみを対象としてきたが、工事の施工に間接的に必要となる機械装置の修繕維持費や従業員の給与手当等を一般管理費の対象に加える。

(対象に加えることによる一般管理費の補正值の見直し)

・現行 一般管理費 × 0.1

↓

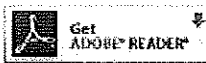
・改正後 一般管理費 × 0.3(県内中小企業対策)

※ ただし、5億円以上の工事については、0.1→0.2への見直しとする。

【適用期間】

○ 平成21年6月1日以降入札公告する案件から適用することとし、適用期限は、景気動向を注視しながら、平成23年3月31日までの時限的措置とする。

資料1 最低制限価格率算出の具体式



PDFファイルを御覧いただくには、アドビシステムズ社が無償配布しているAdobe Readerが必要です。アイコンをクリックすると、ダウンロードページが別ウインドウで表示されます。

問い合わせ先
(算定の内容について)
神奈川県県土整備部技術管理課
技術管理課長 市川
電話 045-210-6100
(見直し全体について)
神奈川県県土整備部県土整備経理課
入札制度担当課長 西ヶ谷
電話 045-210-6071

川崎市 最低制限価格引き上げ

川崎市の最低制限価格算出式

旧	新
①直接工事費の95%	①直接工事費の95%
②共通仮設費の90%	②共通仮設費の90%
③現場管理費の80%	③現場管理費の70%
④一般管理費の30%	④一般管理費の30%
※予定価格の70～85%の範囲内で設定	※予定価格の70～90%の範囲内で設定

上限を「90%」に

現場管理費10%アップの70%

離職者雇用の主観点10点

川崎市は1日、入札契約制度の一部を改正、最低制限価格と低入札価格調査基準価格の算出式の一部を変更して上限を「90%」に引き上げた。6月1日以降に公告、指名通知した案件に適用する。また、離職者などを雇用した場合、主観点を付与する。

今回の最低制限価格の価格調査制度を適用。算出式は同一のものを使用している。算出式の変更点は現場管理費。従来60%を算出する場合は70%に、90%を上回る場合は90%に補正する。一方、主観点評価で追加した項目は「2008年10月1日～11年8月31日に離職者が内定取り消しを受けた市内居住者」を

採用した場合。川崎市内に本社や営業所などを置く事業者（市内業者、準市内業者）に適用し、これを証明する書類を添付して申請することで主観点に10点をプラスする。緊急雇用対策の一環で、11年8月31日まで適用する期限措置。

同市ではこれまでも災害協定や防災防への加入などのほか、「障害者の雇用状況」などを主観点の加算項目として設定しており、今回の改正で新たな項目を追加した。